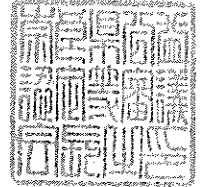




第 9 号
令和 6 年 8 月 2 6 日

奈良県知事 山下 真 殿

奈良県公益認定等審議会
会長 吉岡 祥充



勸 告 書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第54条において読み替えて準用する公益法人認定法第46条第1項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 措置の対象となる法人

- (1) 法人コード：A001263
- (2) 法人の名称：公益社団法人樫原経済倶楽部
- (3) 代表者の氏名：高瀬 泰嗣
- (4) 主たる事務所の所在場所：奈良県樫原市久米町652番地の2

2 再勧告の趣旨

貴法人から提出のあった、「勧告に係る措置状況報告書」、「各報告要求に対する報告書」、「ヒアリング内容」等を検証したが、貴法人は、「コンプライアンス委員会の委員長に、第三者委員会の調査対象とも言うべき人物を据えて問題の検証や措置内容を検討」、「問題の責任は法人が立入検査を妨げたこと等にあるにもかかわらず、県の検査実施方法等に責任を転嫁」、「令和5年8月のコンプライアンス委員会において、立入検査時や役員変更届の提出に当たり事実と反することが容易に知りうる文書の報告等を行っていた事務局長を専務理事等にすることを議論」するなど勧告の趣旨を全く理解しておらず甚だ遺憾である。

また、講じられた措置も、その検討過程の公平性及び公正性に疑念があるだけでなく、その内容も適正なガバナンスを確保できるものとは言い難く不十分であると認められる。

以上のことから、別紙①「求める措置の根拠となる事実」を熟読したうえで、再度、下記3に記載のガバナンス構築等のために必要な措置を講じるよう求めることとした。

3 講ずべき措置

以下の(1)～(4)の講ずべき措置の根拠については、別紙①を参照されたい。

(1) 今回事案についての社員への説明責任の遂行

① 社員への説明責任の遂行【別紙①～③ 参照】

社員に対して、本件勧告文(求める措置の根拠となる事実(別紙①)、奈良県公益認定等審議会会長メッセージ(別紙②)及び本件事案の全体像(別紙③)を含む。)を配付した上で、勧告に対して行う措置について理事会において検討した内容を説明し、社員への意見聴取を実施するなど社員個々の意見を聞くこと。また、当該意見取りまとめ結果及び今回勧告に係る措置状況報告書を社員へ報告すること。

(2) ガバナンス関係【別紙① 2～4 参照】

② 理事会による責任ある法人運営の確立

法定の機関ではない正副会長会議に業務執行の権限を帰属させることで、理事会の業務権限を奪う恐れがある。理事会による責任ある法人運営の確立のため、理事会への正副会長会議の審議内容の報告体制を確立させるとともに、正副会長会議に業務執行権限を帰属させている「理事の職務権限規程」を是正すること。加えて、理事会による事務局の事務執行を常時、適正かつ責任をもって監視監督する仕組みを講じること。

③ 監事機能の適正化

監事の職責に関する理解が十分とはいえず、理事の職務執行の監査等の法律上の権限を適正に行使できるかどうか懸念される。単に監事監査規程を整備するだけでなく、専門性を有するなど、理事の職務執行を適正に監査することができる監事の任命又は専門的知識を得るための研修を受けるなど同等の措置を講じること。

(3) コンプライアンス関係【別紙① 6 参照】

④ 全役員(理事及び監事)に対するコンプライアンス研修及び職務内容研修の実施

全役員に対し、研修を速やかに実施すること。

(4) 講ずべき措置の検討体制関係【別紙① 5 参照】

⑤ 講ずべき措置の検討体制

措置の公平性及び公正性を確保するため、平成29年3月及び平成31年3月の正副会長会議に関係した当時の正副会長及び事務局長を措置の検討に参画させないこと。

(5) 令和6年12月23日(月)までに、上記(1)～(4)について必要な措置を講じた上で、その内容を行政庁に報告すること。

なお、報告に当たっては理事会で検討し、機関決定の上、措置の検討を行った理事会、正副会長会議、コンプライアンス委員会等の議事録及び社員から提出された意見

聴取書の写しなど一切の検討状況が分かる資料とともに関与者の分かる資料も添付すること。

4 理由

上記2及び別紙①、③に記載の内容を踏まえると、当該法人においては、役員及び理事会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第64条及び民法（明治29年法律第89号）第644条の規定による善管注意義務、法人法第83条の規定による忠実義務等の法律上の義務を履行せず、なお公益法人としてのガバナンスが適正に機能していないと言えることから、公益法人認定法第29条第2項第3号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるものとして、当該法人に対して、公益法人認定法第28条第1項の規定に基づき、上記2に掲げる必要な措置をとるべき旨を再度勧告することが適当である。





○求める措置の根拠となる事実

勧告（令和5年5月31日）に対する措置状況報告書、報告要求に対する報告書、ヒアリング等から判明した違法又は不適正な法人運営は以下のとおりである。

1. 重大な認識誤り

【別紙③ H】

今回の立入検査で明らかとなった重大な法令違反は、公益認定基準に違反していたことはもとより、当該違反事実を認識しながら是正せず、県の立入検査時及び県への報告提出時において、事実と反することが容易に知りうる文書の報告等を行ったことである。

すなわち、令和2年2月の立入検査時に提示された兼職届に、法人役員の「櫃原商工会議所との兼職状況」が記載されていなかった以上、県は、役員の3分の1規定違反に関し指摘する術がないにもかかわらず、当時、県が行った「概ね適正」との評価を、県の「お墨付き」と主張し、措置状況報告書等において、自らの責任を県に転嫁している。

なお、役員が当該行為を行っていたとすれば、公益法人認定法第66条第3号の規定により「検査の妨げ」として50万円以下の過料が科される可能性がある重大な違法行為である。

また、下記5に後述するとおり、勧告に係る措置状況報告書の検討過程の公正性にも疑念がある。

2. 正副会長会議の位置づけの是正

【勧告書 3 講ずべき措置 ②】【別紙③ E、F】

正副会長会議において、役員の3分の1規定違反となる事実が共有されていたにもかかわらず、この違反事実が是正されず、理事会への報告も行われなかった。この事実等を踏まえると、法定機関でない正副会長会議に権限を集中させることは、法定機関たる理事会の権限を形骸化させるおそれがある。

また、正副会長会議の構成員に、法律上の権限及び責任がないだけでなく、本件事案における重大な違法行為である検査の妨げ等（上記1及び下記3に記載する事実）を実行した事務局を加えることは、正副会長と事務局による重要事項の専断につながり、本件同様の違法行為の温床となる可能性が否定できない。

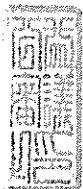
3. 事務局に対する監視監督

【勧告書 3 講ずべき措置 ②】【別紙③ G、I】

法人として、役員の3分の1規定に違反する事実を認識した後も、事務局が役員の3分の1規定に適合しているものとして、役員の変更の届出を県に提出していた。

なお、役員が当該行為を行っていたとすれば、公益法人認定法第66条第1号の規定により、「虚偽届出」として50万円以下の過料が科される可能性がある重大な違法行為である。

加えて、令和5年5月30日の勧告で求めた「監督機能の強化として、例えば常勤理事の設置など」との事項に、法人として対応する措置として、令和5年8月の



コンプライアンス委員会において、上記1にも記載した違法行為を行っていた事務局の長たる事務局長を、「常勤理事」として専務理事等に就任させるべく協議している。

4. 監事機能の適正化

【勧告書 3 講ずべき措置 ③】

令和5年10月31日の報告要求において監事の意見の添付を求めたところ、極めて簡易な意見書が添付されているのみで、具体的にどのような監査を行ったのか不明である。

また、令和6年2月に実施したヒアリングにおいて、「公益法人の監事がそれほど重い役職だとは認識していなかった」との発言が現監事から行われたところである。

このような点からすれば、理事の職務執行の監査等、法律上の権限を適正に行使できる状況になく、単に監査規程を整備するだけでは、監事機能が適正に機能しないことが見込まれる。

5. 検討体制及び検討結果の公平性・公正性への疑念

【勧告書 3 講ずべき措置 ⑤】【別紙③ F、G】

- (1) 平成31年3月当時の当該法人会長（代表理事）は、事務局長に榎原商工会議所役員との兼職状況の一覧表を作成させ、これにより当該規定に違反していることを正確に認識した。

それにもかかわらず、速やかに、当該規定に違反していることを行政庁に報告せず、また、当該法人の理事会に報告し違反状態の是正に着手することを行わなかった。

加えて、令和元年6月には、他の理事や監事にも報告せず、当該法令違反となる役員選任議案を提出し、社員総会の決議を得た。

- (2) 上記(1)の当該法人会長は、当該法人が勧告に基づき調査を依頼する第三者委員会の調査対象とも言うべき人物である。

それにもかかわらず、当該法人会長は、当該法人のコンプライアンス委員会の委員長に就任し、勧告に基づく措置状況報告書の作成に関わることとなるが、たとえ検討過程、手続等が形式的に問題なく処理されていたとしても、上記(1)の事実を踏まえると、委員長自身に都合の良い第三者委員会の人選、措置状況報告書の作成等を行う意向が働いたとの疑念を抱かれても仕方のない状況であり、公正中立な調査・措置を行ったと評価することができない。

- (3) また、上記(2)の当該法人会長が、令和4年8月の立入検査における県の指摘後に是正に取り組んだことのみをもって、「長期間にわたり、役員のおよそ3分の1規定違反を認識していたにもかかわらず、是正を行ってこなかった」事実についての責任を、法人として不問としていることは、公平性・公正性に疑念がある。

6. コンプライアンス研修及び職務内容研修の実施

【勧告書 3 講ずべき措置 ④】【別紙③ N】

役員（理事及び監事）に対するコンプライアンス研修が未実施である。

公益社団法人檀原経済倶楽部 社員各位

このメッセージは、公益法人認定法^(※)に基づき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する事項等を調査・審議する機関である奈良県公益認定等審議会の総意として呼びかけさせていただきます。

公益法人とは、公益の増進を図ることを目的として法人の設立理念に則って活動する民間法人のことです。現在、個人の価値観が多様化し、社会のニーズも多岐にわたる中で、行政部門や民間営利部門だけでは社会のニーズを満たし、課題に対応することが難しくなっています。このような状況に対応し、多様なサービスを社会に提供できる存在として民間非営利部門の役割は重要さを増しています。公益法人は、民間非営利部門の一翼として様々な民間公益活動を担っており、社会を支える重要な役割を果たしています。

そのため、公益法人は私的利益を追求するのではなく、社会の公益に資する活動を行うがゆえに税制上の優遇が与えられています。であるからこそ、公益法人に相応しいコンプライアンスと適正なガバナンスが求められており、公益法人認定法を中心とする法制度が定められています。

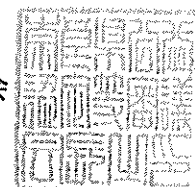
以上のような公益法人認定法の趣旨からすれば、今般、貴法人において、設立当初より役員の3分の1規定に違反していたことだけではなく、前記基準に反することを知った後も、県の立入検査において事実に反することが容易に知りうる文書を県に提示し、役員変更時には前記基準に適合している旨の届出書を提出し、公益法人認定法による行政のチェックができなかったことは、公益認定制度上当然求められる公益法人に相応しいコンプライアンスと適正なガバナンスに著しく反することから、現時点において役員の3分の1規定に適合したからと言って黙認できるものではありません。

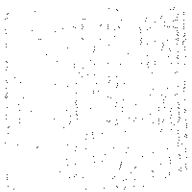
それ故、公益法人の社員である皆様におかれましては、公益法人の構成員としての自覚を持ち、今般事案のガバナンス上の問題点、経緯を十分理解するとともに、今後同じような事案が生じないよう、「法人運営における適正なガバナンスの構築」及び「開かれた透明性の高い業務運営」を執行部（理事会）に強く求めていただきたく存じます。

※ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

令和6年8月26日

奈良県公益認定等審議会
会長 吉岡 祥充





○ 本件事案の全体像

【A】平成元年3月 社団法人設立

【B】平成23年3月 奈良県知事より公益認定を受ける

【C】平成23年4月 公益社団法人となる

- ・ 樞原商工会議所の役員を兼職している者が多く、役員 $\frac{3}{10}$ の規定に違反する状態であったが、法人の役員及び事務局は規定の存在や意味を明確に認識せず。

【D】平成29年2月 県の立入検査

立入検査において、

- ・ 役員改選の際に、役員が他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者かどうかの確認がされていなかったことが判明。
- ・ 公益法人認定法第5条第11号及び認定法施行令第5条に基づき、役員改選の際には書面で確認することを指導。
- ・ その指導に対する措置状況報告において「次期役員改選（当年6月改選）より、3月9日に開かれた公益法人研修会資料の中にあつた兼職届ひな形を参考に作成し、新役員全員に提出を願い、確認を行う。」との対応策の報告があつた。
- ・ しかし、その後も兼職届の記載内容が不正確で兼職状況の確認ができない状況が続いた。

上記対応により、公益法人認定基準違反の発覚を妨げ、違法状態が継続したことの重大な要因となつた。

【E】平成29年3月 正副会長会議

- ・ 当時の公益アドバイザーも同席していたにもかかわらず、役員 $\frac{3}{10}$ 規定違反は「直ぐに対応できない為、徐々に考慮していくこととする。指摘された場合、その時に考えることで全員一致」と問題を放置。

【F】平成31年3月 正副会長会議

- ・ 当時の当該法人会長（代表理事）の命により事務局長が樞原商工会議所役員との兼職状況の一覧表を作成し、これにより当該規定に違反していることを正確に認識した。
- ・ それにもかかわらず、速やかに、当該規定に違反していることを行政庁に報告せず、また、当該法人の理事会に報告し違反状態の是正に着手することを行わなかつた。

【G】令和元年6月 社員総会

- ・ 当時の当該法人会長（代表理事）は、役員 $\frac{3}{10}$ 規定に違反する事実を認識していたにもかかわらず、他の理事や監事にも報告せず、当該法令違反となる役員選任議案を提出し、総会決議を得た。
- ・ 役員改選後も $\frac{3}{10}$ 規定に違反する兼職状況であったが、公益認定の基準に適合する旨の事実 $\frac{3}{10}$ に反することが容易に知りうる確認書を県へ提出。
- ・ なお、改選にあたって徴収した兼職届は記載内容が不正確なものもあつたが、真偽の確認作業がなされなかつた。

【H】 令和2年2月 県の立入検査

- ・立入検査に対応した当該法人の事務局長は、役員の3分の1規定に違反していることを正確に認識していたにもかかわらず、県の検査員に対して、そのことを告げず、また、不正確な内容の兼職届を提示した。
- ・その結果、公益法人認定基準違反の発覚が妨げられた。

【I】 令和3年6月 社員総会

- ・社員総会において役員改選がなされたが、違反は是正されなかった。
- ・なお、改選にあたって徴収した兼職届は記載内容が不正確なものもあったが、今回も真偽の確認作業がなされなかった。

【J】 令和4年6月 県への情報提供

- ・当時の当該法人会長（代表理事）及び副会長の連名により、法人が役員の3分の1規定に違反している可能性があるため、立入検査を求める申し入れがなされた。

【K】 令和4年8月 県の立入検査

- ・当時の役員において、役員の3分の1規定違反が明らかとなる。

【L】 令和4年11月 県の立入検査

- ・新聞記事の内容により、役員の3分の1規定に過去から継続的に不適合である疑いが生じたため追加の立入検査を行い、設立当初から不適合であったことが明らかとなる。

【M】 令和5年5月 審議会からの立入検査結果通知

- ・長期にわたり役員の3分の1規定への不適合があったことを指摘する立入検査結果を通知。

【N】 令和5年5月 県からの勧告

- ・次の①②の措置を講じる勧告を通知
- ①責任の所在の明確化及び責任者に対する適切な措置を含め、原因究明及び再発防止策の策定（外部の有識者で構成される第三者委員会を設置し、再調査の上、当該委員会の意見を踏まえて行うこと。）
- ②公益法人としてのガバナンスの確保
 - ・役員の職務権限規程の整備など、業務執行における意思決定プロセスの明確化
 - ・コンプライアンス研修の実施など、役職員における法令遵守の徹底
 - ・事務局の事務執行を適正に監督できる体制の構築 など